

埼 玉 県 縫 製 業 最 低 工 賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県内の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

工程	規格	金額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17円
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 20円
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 13円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 12円
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 27円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 24円
根巻きボタン付け (2本糸2回通して 根巻き3回以上のもの)	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、 カボタンを付けるもの	1個につき 22円
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15円
	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16円
ボタン付け (根巻きボタン付け を除く。)	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円
すそうかし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 12円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 36円
パンツ×印しつけ		1か所につき 11円
プリーツ×印しつけ		1か所につき 10円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

4 効力発生の日 令和5年5月5日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 令和5年5月5日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。(家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。)
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
(1)仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期 (2)工賃の単価、支払日